

通所型サービス比較表

| | 介護保険 | 総合事業（介護予防・生活支援サービス事業） | |
|----|---|--|---|
| 種類 | 通所介護（介護給付） | 現行相当サービス（現在のサービス） | 通所型サービスA（基準緩和） |
| 対象 | 要介護認定者 | 要支援認定者・事業対象者 | 要支援認定者・事業対象者 |
| | | ○入浴・排泄・食事介助が必要 ○看護職員等の専門職による対応が必要 | ○機能訓練やレクリエーション ○介護予防 |
| 人員 | ○管理者 常勤・専従1以上（兼務可） ○生活相談員 専従1以上 ○看護職員 専従1以上 ○介護職員 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者5人に1人 （生活相談員・介護職員の1以上は常勤） ○機能訓練指導員 1以上 | | ○管理者 常勤・専従1以上（兼務可） ○介護職員 ～15人 専従1以上 15人～ 利用者5人に1人 ○機能訓練指導員 専従1人以上 |
| 設備 | ○食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ○静養室・相談室・事務室 ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要なその他の設備・備品 | | ○サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上） ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○その他必要な設備・備品 |
| 定員 | _____名 | | _____名 |
| 指定 | 県 | 各務原市 | |
| 備考 | | <ul style="list-style-type: none"> 必要な場合のみの限定的な利用とする。 平成30年4月から通所型サービスAに一本化。 | <ul style="list-style-type: none"> 基本的に利用するサービス。 平成29年度は、半日利用のみで、加算・減算は設定しない。 事業一本化時に、必要な利用時間や加算を追加設定する。 |